

筑紫野市総合評価落札方式（簡易型） 活用ガイドライン

平成24年12月

筑 紫 野 市

目次

	頁
1 はじめに	1
2 公共工事の総合評価方式とは	1
3 基本的な運用	1
(1) 落札者の決定方法	1
(2) 総合評価落札方式のタイプ	2
(3) 加算点の設定範囲	2
(4) 評価項目の内容	3
(5) 簡易な施工計画の評価方法の考え方	3
(6) 評価項目及び評価基準等の公表内容	4
(7) 総合評価落札方式の手続の流れ	4
(8) 技術提案・施工計画等が履行できなかった場合等のペナルティ	6
4 関係例規	6
○筑紫野市建設工事簡易型総合評価一般競争入札に関する実施要領 (平成24年11月20日制定)	7
○筑紫野市簡易型総合評価方式技術審査会設置規則 (平成24年11月19日制定)	12

1 はじめに

公共工事の品質確保を目的に、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（品確法）が成立し、平成17年4月1日に施行されました。この法律の基本理念では、公共工事の品質は、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素（技術力等）をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならないとされています。

筑紫野市では、この品確法の基本理念を実現する入札方式である価格に加え、価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式について、平成21年10月から特別簡易型総合評価落札方式を試行しました。今後、公共工事の品質確保について、一層の促進を図るため、平成25年の工事発注から簡易型による総合評価落札方式を試行します。

本ガイドラインは、筑紫野市での簡易型総合評価落札方式に関する基本的事項を示すものです。

2 公共工事の総合評価落札方式とは

総合評価落札方式とは、企業の技術力等と価格の双方を総合的に評価し落札者を決定する方式です。この方式は、標準的な設計、施工方法に基づき最も安い価格で入札した企業を落札者としてきた従来の入札方式とは異なり、より技術力の高い企業が落札者となりやすく、工事の品質の向上、企業の技術開発の促進、入札談合の抑制等の効果が期待される入札方式です。

なお、企業の技術力等はあらかじめ設定した評価基準に基づき、提出された技術提案、施工計画、施工能力等の資料を審査し、点数化することにより評価します。

3 基本的な運用

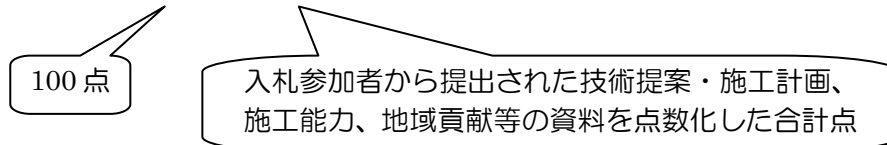
（1） 落札者の決定方法

入札に参加しようとする企業（入札参加者）に対して、本市が提示する技術提案、施工計画、施工能力等についての評価項目に関する技術資料を求め、あらかじめ設

定した評価基準に基づき採点し、その点数（加算点）と標準点（100点）の合計点（技術評価点）を入札価格で除した数値（評価値）の最も高い企業を落札者とします。

具体的な評価値の算出方法は、次の式のとおりです。

技術評価点＝標準点＋加算点



$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} \times 10,000,000 \text{ (小数点以下第4位未満切捨て)}$$

ただし、①標準点は100点とします。

②上記の入札価格は消費税及び地方消費税を除いた価格とします。

(2) 総合評価落札方式のタイプ

本市では、1件の設計金額が1億5千万円以上の土木工事又は建築工事については、原則として簡易型総合評価落札方式による工事発注とします。

※ 簡易型総合評価落札方式とは

技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事において、特定のテーマに沿って作成された簡易な施工計画の他、同種工事の施工実績や工事成績等の評価項目と入札価格とを総合的に評価するものです。

(3) 加算点の設定範囲

工事毎に次の範囲で設定します。

総合評価落札方式のタイプ	加算点の満点の範囲
簡易型	20点～25点

(4) 評価項目の内容

筑紫野市建設工事簡易型総合評価一般競争入札に関する実施要領の別表第1（下記）に基づき、本市が個々の工事毎に設置する筑紫野市簡易型総合評価方式技術審査会（技術審査会）において評価項目及びその内容を定めます。

別表第1（第5条関係） 簡易型総合評価方式 評価項目及び配点表

分類	評価項目	評価基準	配点
1 簡易な施工計画	工程管理	工事手順の適切度、各工程の工期の適切度	5
	品質管理	品質の確認方法、管理方法等の適切度	5
※ 1～2項目を選択する。	施工管理	発注者が指定した施工上の課題への的確度	5
	安全管理	施工上配慮すべき事項の設定及び配慮方針の適切度	5
2 企業の施工能力	工事成績の評価	過去3年間に竣工した筑紫野市発注工事の工事成績評定の平均点	4
	品質・環境への取組状況	ISO9001 又は ISO14001 の認証の取得状況	2
	安全管理の状況	過去2年間に建設工事事故データベースに登録される事故を起こしている場合	-2
	履行義務違反の状況	筑紫野市発注工事における総合評価での履行義務違反がある場合	-2
3 配置予定技術者の能力	配置予定技術者の同種工事の工事成績	申請のあった同種工事1件の工事成績	2
	配置予定技術者の同種工事の従事経験	申請のあった同種工事に監理技術者資格を有しての従事経験がある	2
	継続教育の状況	継続教育について推奨単位の取得状況	1
4 地域貢献等	地元下請率	本工事の1次下請契約額に占める地元下請契約額（予定）の割合	3
	災害活動等への取組	筑紫野市との災害協定締結状況	1
加算点の合計（施工計画の項目数により合計点が異なる）			20～25点

注1) 簡易な施工計画について、未記入又は不適切である場合は「欠格」とする。

注2) 簡易な施行計画について一つでも欠格があった者又は加算点の合計がマイナスとなった者は、当該入札を失格とする。

(5) 簡易な施工計画の評価方法の考え方

簡易な施工計画は、評価項目の特性を踏まえ点数化して評価しますが、点数化の基本的な考え方は、次のとおりです。

ア 評価項目の性能等の数値により点数化する方法（数値方式）

定量化が可能な評価項目の数値により評価点を付与する方式で、標準的には、提示された最高の数値に満点を、最低限の要求要件を満たす評価項目の数値に0点を付与する。その他の入札参加者の評価点については、一般的には、それぞれの評価項目の数値に応じ按分した点数を付与する。

また、要求水準を満たさない場合は、「欠格」とします。
※小数点以下の点数については、小数点以下第1位未満を切捨てる。

(計算例) その他の入札参加者の評価点について、按分により点数を計算する場合
(計算の条件) 配点：5、その他の入札参加者の数値：70
最高の数値：90、最低限の数値：60

その他の入札参加者の按分による評価点は

$$\begin{aligned} \text{配点} \times \text{按分の割合} &= \text{配点} \times \frac{(\text{その他の入札参加者の数値} - \text{最低限の数値})}{(\text{最高の数値} - \text{最低限の数値})} \\ &= 5 \times \frac{(70 - 60)}{(90 - 60)} = 1.6666 \dots \end{aligned}$$

したがって、「その他の入札参加者」の評価点の点数は1.6となる。

イ 有効な提案数により点数化する方法（順位方式）

数値化が困難な定性的な評価項目に関して、入札参加者を順位付けし、順位により点数を付与する方式である。標準的には、有効な提案が最も多い入札参加者に満点を、その他の入札参加者には有効な提案数に応じ按分した点数を付与する。

また、標準案（設計図及び標準仕様書）の基準等に違反した不適切な提案は、「欠格」とします。

なお、有効な提案が同数の入札参加者の評価点は、同じ点数とする。



簡易な施工計画で提案を求めた評価項目のうち一つでも「欠格（未記入の提案を含む。）」に評価された場合、当該工事の要求水準を満たしていないと判断し、技術評価点を計算せず、当該入札者を失格とします。

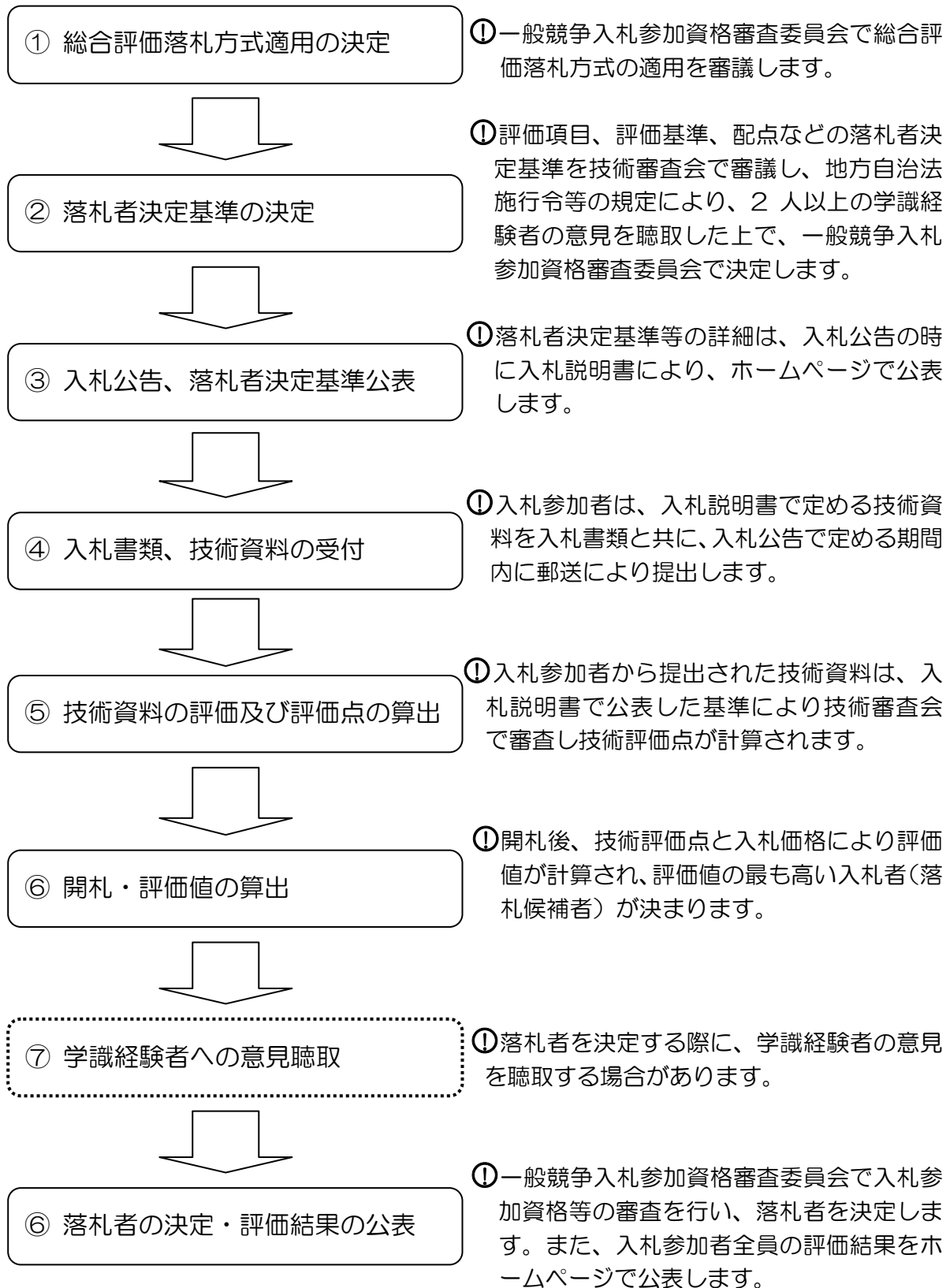
(6) 評価項目及び評価基準等の公表内容

個々の工事の評価項目、評価基準、配点などの詳細については、技術審査会において工事の特性により設定し、当該工事の入札公告に合わせて「入札説明書」により公表します。

(7) 総合評価落札方式の手続の流れ

本市の総合評価落札方式の手続の流れは、基本的には次のように行われます。

簡易型総合評価一般競争入札の手の続の流れ



(8) 技術提案・施工計画等が履行できなかった場合等のペナルティ

総合評価落札方式では、技術提案・施工計画等の実効性の確保や競争入札の公平性が担保される必要があります。そのため、技術提案・施工計画等が実施できないことが判明した場合、ペナルティを課します。

ア 入札参加者の技術資料の虚偽記載等明らかに悪質な行為があった場合には、筑紫野市指名停止等の措置に関する規則（指名停止規則）に基づき、指名停止を行います。

イ 落札者が提示した技術提案等のうち簡易な施工計画に記入した項目及び地域貢献等の地元下請率の履行義務として契約した内容が達成されなかったときは、自然災害等の不可抗力による場合を除き、当該工事の工事成績評定から加算点相当分を減するとともに、指名停止規則に基づき、指名停止を行います。

4 関係例規

○筑紫野市建設工事簡易型総合評価一般競争入札に関する実施要領・・・別添(P7)
(平成24年11月20日制定)

○筑紫野市簡易型総合評価方式技術審査会設置規則・・・・・・・・・・別添(P12)
(平成24年11月19日制定)

○筑紫野市建設工事簡易型総合評価一般競争入札に関する実施要領

平成24年11月20日
要領第7号

筑紫野市建設工事総合評価方式入札の試行に関する実施要領（平成21年筑紫野市要領第6号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要領は、筑紫野市が発注する建設工事の請負契約において、簡易型総合評価一般競争入札を実施するに当たり、筑紫野市が発注する工事の一般競争入札実施要綱（平成20年筑紫野市要綱第11号。以下「一般競争入札実施要綱」という。）、関係法令その他別に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において「簡易型総合評価一般競争入札」とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10の2の規定に基づき、価格その他の条件が本市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式のうち簡易なものをいう。

（対象工事）

第3条 簡易型総合評価落札方式の対象となる工事は、原則として1件の設計金額が15,000万円以上の工事のうち、簡易な施工計画及び企業の施工能力等（以下「技術提案等」という。）と入札価格を総合的に評価することが妥当と認められる土木工事又は建築工事とする。

2 前項の規定による簡易型総合評価落札方式を適用する工事の決定に当たっては、一般競争入札実施要綱第14条第1項に規定する競争入札参加資格審査委員会（以下「委員会」という。）の審議を経るものとする。

（落札者決定基準）

第4条 政令第167条の10の2第3項に規定する落札者決定基準として、評価基準、評価の方法、落札者決定の方法その他必要な基準を定めるものとする。

（評価基準）

第5条 前条に規定する評価基準として、技術提案等に係る評価項目及びその配点を設定する。

2 評価項目及びその配点は、工事の種類、規模、難易度等に応じて、別表第1に掲げる項目及び配点のうちから設定する。

3 評価基準の設定に当たっては、筑紫野市簡易型総合評価方式技術審査会（以下「技術審査会」という。）の審議を経るものとする。

4 技術審査会について必要な事項は、市長が規則で定める。

（評価の方法）

第6条 評価は、標準点（100点）に入札者の技術提案等に係る評価項目の得点の合計（以下「加算点」という。）を加えたもの（以下「技術評価点」という。）を当該入札者の入札価格で除す次式で得られた数値（以下「評価値」という。）により行う。

技術評価点＝標準点＋加算点

評価値＝ $\frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} \times 10,000,000$ （小数点以下第4位未満切捨て）

(落札者の決定方法)

第7条 予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、前条に規定する評価値の最も高い者を落札の候補者と決定する。ただし、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじによりその順位を決定する。

2 市長は、前項による落札の候補者に係る総合評価の内容及び競争入札参加資格の有無について、委員会の審査を経て、落札者を決定するものとする。

(学識経験を有する者の意見の聴取方法)

第8条 政令第167条の10の2第4項、第5項及び地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第12条の4に規定する学識経験を有する者の意見聴取は、個別面談の方法等により行うものとする。

2 市長は、前項による意見聴取については、原則として落札者決定基準を定めるとき、又は落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときは、あらかじめ、2人以上から行うものとする。

(入札公告及び入札説明書に示す事項)

第9条 簡易型総合評価一般競争入札を行う場合は、公告及び入札説明書により、一般競争入札実施要綱に定めるもののほか、次に掲げる事項を明示するものとする。

(1) 簡易型総合評価一般競争入札であること。

(2) 落札者決定基準

(3) 技術評価の評価項目及び配点に関すること。

(4) 技術提案等が適正と認められなかった場合は、その理由について説明を求めることができること。

(技術評価資料の提出)

第10条 簡易型総合評価落札方式の対象となる工事の一般競争入札に参加する者は、簡易型総合評価の形式に従い、施工計画、施工実績又は技術提案等を評価するために必要な書類(以下「技術資料」という。)を提出するものとする。

(技術資料の評価)

第11条 技術審査会は、提出のあった技術資料について、評価項目への対応、施工の確実性等を評価するとともに、記載事項の確認を行い、技術評価点を算出する。この場合において、必要に応じて入札者に対して技術資料に関する説明を求めることができるものとする。

2 入札者が技術資料の全部又は一部を提出しない場合、技術資料の全部又は一部に記載漏れがあり適正な評価ができない場合、技術資料に虚偽の記載がある場合、技術資料のうち簡易な施工計画の内容が不適切で確実な施工が困難と認められる場合その他技術資料に関して適正な評価ができない場合は、当該入札者は失格とする。

(入札結果の公表)

第12条 落札者決定の際の入札結果の公表は、別表第2により行う。

(技術提案等の担保)

第13条 契約の締結に当たり、落札者が提示した技術提案等は、契約図書の一部とする。

2 落札者が提示した技術提案等のうち簡易な施工計画に記入した項目及び地域貢献等の地元下請率については、落札者に履行義務があるものとする。ただし、市長が適切でないとした項目については、この限りでない。

3 前項の規定により履行義務とする項目については、落札者に対して書面により通知する。

4 前項の規定により履行義務と通知した項目については、原則として設計変更等の対象としない。

5 第3項の規定により履行義務と通知した項目については、履行状況の検査を行う。

この場合において、当該項目が不履行であるときは、落札者は書面によりその理由を申し出るものとする。

- 6 前項の場合において、不履行の理由が落札者の責めによると認めるときは、工事成績評定から加算点相当分を減ずるとともに、筑紫野市指名停止等の措置に関する規則（平成24年筑紫野市規則第38号）に基づき、指名停止を行う。

（簡易な施工計画の保護）

第14条 提示のあった簡易な施工計画については、その採否に関わらず原則として公表しない。ただし、入札者が公表することについて同意した評価項目については、この限りでない。

（苦情の申立て）

第15条 入札者のうち、技術資料の評価について苦情があるものは、市長に対して評価についての苦情を申し立てることができる。

- 2 前項の申立ては、入札結果の公表の翌日から起算して5日（筑紫野市の休日を定める条例（平成元年筑紫野市条例第19号）に規定する休日を含まない。）以内に、書面により市長に対して行うことができるものとする。書面には、申立者の氏名及び住所、申立ての対象となる工事、苦情のある事項及び苦情の根拠となる事項について記載するものとする。

3 前項の書面の提出は、総務課契約担当に持参することにより行うものとする。

- 4 市長は、苦情の申立てがあった場合には、原則として、苦情を申し立てることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に、当該申立てを行った者に対し、書面により回答するものとする。

（補則）

第16条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。

別表第1（第5条関係） 簡易型総合評価方式 評価項目及び配点表

分類	評価項目	評価基準	配点
1 簡易な施工計画 ※ 1～2項目を選択する。	工程管理	工事手順の適切度、各工程の工期の適切度	5
	品質管理	品質の確認方法、管理方法等の適切度	5
	施工管理	発注者が指定した施工上の課題への的確度	5
	安全管理	施工上配慮すべき事項の設定及び配慮方針の適切度	5
2 企業の施工能力	工事成績の評価	過去3年間に竣工した筑紫野市発注工事の工事成績評定の平均点	4
	品質・環境への取組状況	ISO9001 又は ISO14001 の認証の取得状況	2
	安全管理の状況	過去2年間に建設工事事故データベースに登録される事故を起こしている場合	-2
	履行義務違反の状況	筑紫野市発注工事における総合評価での履行義務違反がある場合	-2
3 配置予定技術者の能力	配置予定技術者の同種工事の工事成績	申請のあった同種工事1件の工事成績	2
	配置予定技術者の同種工事の従事経験	申請のあった同種工事に監理技術者資格を有しての従事経験がある	2
	継続教育の状況	継続教育について推奨単位の取得状況	1
4 地域貢献等	地元下請率	本工事の1次下請契約額に占める地元下請契約額（予定）の割合	3
	災害活動等への取組	筑紫野市との災害協定締結状況	1
加算点の合計（施工計画の項目数により合計点が異なる）			20～25点

注 1) 簡易な施工計画について、未記入又は不適切である場合は「欠格」とする。

注 2) 簡易な施行計画について一つでも欠格があった者又は加算点の合計がマイナスとなった者は、当該入札を失格とする。

別表第2（第12条関係） 入札結果（簡易型総合評価一般競争入札）

工 事 件 名	
落 札 決 定 日	
開 札 日	
入 札 方 式	簡易型総合評価一般競争入札
入 札 者 数	
落 札 金 額	
予 定 価 格	
最低制限価格	
落 札 者	

入札者	標準点 ①	加算点 ②	技術評価点 ①+②=③	入札金額 ④	評価値 (③/④)×10 ⁷	結果

入札者	簡易な施工計画				企業の施工能力				配置予定技術者の能力			地域貢献		加算点②
	工程管理	施行管理	品質管理	安全管理	工事成績	品質・環境への取組	事故の有無	履行義務違反の有無	同種工事の工事成績	同種工事の従事経験	継続教育の取組状況	地元下請率	災害活動等への取組	

○筑紫野市簡易型総合評価方式技術審査会設置規則

平成24年11月19日
規則第37号

(趣旨)

第1条 この規則は、筑紫野市建設工事簡易型総合評価一般競争入札に関する実施要領（平成24年筑紫野市要領第7号。以下「実施要領」という。）第5条第4項の規定により筑紫野市簡易型総合評価方式技術審査会（以下「審査会」という。）の設置に関し、組織、運営等の必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審査会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 評価基準の設定に関すること。
- (2) 技術評価点の算出に関すること。
- (3) 学識経験を有する者への意見聴取に関すること。
- (4) 技術評価点に対する苦情の申立てに関すること。
- (5) その他必要が生じた事項

(審査会の組織)

第3条 審査会は、審査員5人をもって組織する。

- 2 審査員は、建設経済部長、管財課長、建設課長、区画整理課長及び工務課長をもって充てる。
- 3 審査会に会長及び副会長各1人を置くものとし、会長に建設経済部長、副会長には実施要領第3条の規定による対象工事を所管する課長をもって充てる。
- 4 会長は審査会を統轄し、副会長は会長を補佐するとともに、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(審査会の運営)

第4条 審査会は、会長が招集し、審査員の過半数が出席しなければ開催することができない。

- 2 審査会の議事は、出席した審査員（会長を除く。）の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 会長は、必要と認めるときは、審査員以外の職員から意見を聴くことができる。
- 4 会長は、必要に応じて学識経験を有する者から意見を聴取しなければならない。
- 5 審査会は、非公開とする。
- 6 審査会への代理出席は、認めない。

(報告)

第5条 会長は、第2条第1号又は第2号の事務が終了したときは、審査内容を筑紫野市が発注する工事の一般競争入札実施要綱（平成20年筑紫野市要綱第11号）第14条第1項に規定する競争入札参加資格審査委員会へ報告するものとする。

(謝金及び実費弁償)

第6条 市長は、意見を聴取した学識経験を有する者に対し、予算の範囲内で謝金を支給することができる。

- 2 市長は、学識経験を有する者には、証人等の実費弁償に関する条例（平成3年筑紫野市条例第29号）で定めるところにより実費弁償を支給する。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、総務部総務課において処理する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。